

# 予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年9月22日(水) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員17名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・山下次長
8. 協議事項  
9月定例会本会議(9月17日)から付託された事件(議案1件)
9. 傍聴者 なし

## 会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前11時20分
- ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年9月22日

予算決算常任委員長

吉津弘之

記録調整者

山下賢三

**吉津委員長** 本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。円滑な進行に努めてまいりますのでご協力をお願いします。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 1 号「令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。審査は、第 1 条歳入歳出予算の補正及び第 2 条地方債の補正を一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。はじめに、消防本部所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**杉村消防長** 消防費につきましては、人件費の調整を行うもので特に補足説明はございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、議会事務局 所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林企画総務部長** 議会事務局所管分につきましては、人事異動に伴う職員人件費の予算調整を行うものであり、特に補足説明はございません。なお、職員人件費につきましては、前年の予算編成時点における職員が今年度もそのまま同じ科目で人件費を支出した場合の額を当初予算に計上しているため、本年 4 月以降の人事異動等は、当初予算に反映されておりません。そのため、4 月 1 日以降の人事異動等に係る変動につきましては、毎年 9 月定例会において補正をしているところであり、今回の補正予算につきましても、変動があった各部署でそれぞれ職員人件費に係る予算調整を行っているところでございます。

**吉津委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、会計課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**梶山会計管理者** 会計課につきましても同様に、職員人件費に係る共済費を計上したものでございまして、特に補足説明はございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑

はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、選挙管理委員会所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林企画総務部長** 選挙管理委員会事務局所管分につきましては、人事異動に伴う職員人件費の予算調整を行うものであり、特に補足説明はございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、監査事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林企画総務部長** 監査委員事務局所管分につきましても、人事異動に伴う職員人件費の予算調整を行うものであり、特に補足説明はございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:33 —

— 再開 9:34 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画総務部の総務課、企画政策課、財政課、監理管財課、税務課所管について、一括して審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**小林企画総務部長** 企画総務部所管分につきましては、人事異動に伴う職員人件費の予算調整を行うものであります。なお、補正予算書 28 ページから 29 ページ、第 2 款「総務費」第 1 項「総務管理費」第 1 目「一般管理費」の 001 職員人件費のうち、時間外勤務手当の額につきましては、本年度、山口県のデジタル推進局に派遣している職員の時間外勤務の増による補正でございます。また、期末手当、特別職分でございますが、9 万 5,000 円の減額につきましては、昨年、人事院勧告により期末手当の支給割合が 3.4 月分から 3.35 月分へ 0.05 月分引き下げられたところでありましたが、誤って 3.4 月分で当初予算に計上していたため、今回、減額するものでございます。なお、これによる特別職への支給誤りはございません。

**吉津委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**林委員** おはようございます。それでは予算書 66 ページ、補正予算説明資料 3 ページの 14 款「予備費」1 項「予備費」についてお尋ねいたします。補正予算

説明資料には令和3年7月から8月の豪雨の対応に多額の予備費を充用したことから予備費を追加計上するとあります。それで、今回の計上された予算額と実際に充用した額との差異というのはあんまりないと思うんですけども、実際に充用された額はいくらですか。お尋ねいたします。

**高橋財政課長** 約1,500万円、予備費の補正につきましては、算定根拠としまして予備費を充当しておる案件がございまして、令和3年の8月に大雨の災害が起きておりますけれども、市道関係で15路線、河川関係で3河川、林道関係で1路線ございまして、合計で1,503万1,400円の予備費の充当を早急な対応のためにしております。内容としましては、崩土の除去、土砂の撤去、倒木の伐採、それから本災害に向けての測量設計等が含まれておりますけれども、合計で1,503万1,400円の充予備費としておることから今回の補正に至っております。

**林委員** それで、昨年9月定例会での補正予算の審査において、財政課長は私の質疑に対しまして、補正計上された予備費について次のように説明されております。「当初予算2,000万円に対し、9月を含めて7ヶ月あるので、2,000万円に12分の7を乗じ、残り7ヶ月分の相当分として予備費を確保する」との趣旨で発言をされております。今回9月補正で当初予算の増額の予備費を計上されたという理由は何でしょうか。お尋ねします。

**高橋財政課長** 本年を含めまして、直近4年間の当初予算と予備費の計上と比較してみたところ、執行率が毎年平均になりますけれども毎年度の平均が68.5%という高い水準になっております。それから、近年多発する豪雨災害、線状降水帯等による豪雨災害、それから現在では新型コロナウイルス感染症の感染に早急な対応をする必要があるという状況がございます。そういったところから長の判断により早急な対応として予備費を充当するということがございます。令和2年度では800万円を9月に補正しておりますけれども、充当額は当初予算の2,000万円を超えているという状況になっております。従来は先ほど委員申されましたように、当初予算額に9月からですと残りの月数7ヶ月をかけまして、だいたい計算しますと1,166万円になるんですけども、その額を確保するというので算定をしておりました。要は不足分について補正をさせていただいていたところがございますけれども、現在の情勢を判断しまして、不測の事態に早急に対応する必要がある可能性を考慮しまして、当初予算額を確保するというので活用しました予備費充当額全てについて、この度の補正で計上させていただいたところがございます。

**林委員** これで最後の質問にいたします。今当初予算と同レベルの補正計上したというお話でした。そういった昨年とちょっと違う1つの考え方が示されております。それで、令和2年度の国の一般会計の当初予算における予備費とい

うのはだいたい 5,000 億円計上されておりました。その後の第 2 次補正予算案では新たに 10 兆円を追加計上しておりますね。この予備費の 10 兆円という額は、リーマンショック時のだいたい 10 倍の規模となっており、当時その用途について政府に白紙委任するのは財政民主主義に反するとして補正予算を組んで国会審議に委ねるべきとの議論があったことは記憶に新しいところであります。そのことに関連してこの予備費の計上額について、規定や基準というものはあるんでしょうか。このことを聞いて質疑を終わります。

**高橋財政課長** 予備費につきましてですけれども、地方自治法の 217 条で予算外の支出、または予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならないというふうに定められております。一方で特別会計では予備費を計上しないことができるということになっておりますけれども、この予備費の活用につきましては議会の否決した用途には充てることができないと定められておるところではありますけれども、予算外の支出または予算超過の支出に充てるということで予備費を使用する場合には、長門市の財務規則では長の判断によって予備費充当をするということになっておりますが、予備費の充当方針につきましては特に定めておりません。これは他の自治体でも同じかと思いますが、一般的には特に急を要するやむを得ない案件についてのみ、予算の範囲内で長の判断によって検討を行うということをございまして、県内他市の例を見ますと、だいたい当初予算の、一般会計の平均で申しますと 0.16% くらいで措置をされております。長門市におきましては、0.1% 程度ということをございまして、予備費の額並びに使用の方針というのは特に定めはないんですけれども、従来は 2,000 万円で予備費を確保しておったということをございすけれども、今後の情勢等によって、これは考え方というのも、方針等変えていく必要もあるかなというところは感じておるところをございます。

**吉津委員長** ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:44 —

— 再開 9:44 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、市民生活部の総合窓口課、市民活動推進課、生活環境課所管について一括して審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**光井市民生活部長** それでは、市民生活部の補足説明いたします。まず総合窓口課所管の補正予算について補足説明いたします。予算書は 32 ページの第 2 款「総務費」第 3 項「戸籍住民基本台帳費」、予算説明資料は 1 ページになります

けれども、「マイナンバーカード交付管理システム導入事業」の予算を計上しております。これは、既存の住民基本台帳システムに、マイナンバーカード交付管理メニューを機能追加するものであり、導入することで事務処理を正確かつ円滑に行うことを可能とするものであります。その他につきましては、人事異動に伴う人件費の予算調整を計上しております。また、市民活動推進課及び生活環境課所管の補正予算につきましては、人事異動に伴う人件費の予算調整等であり、特に補足説明はございません。以上で、終わります。

**吉津委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

これ、休憩前に引き続き会議を始めます。

**ひさなが委員** 補正予算書 32 ページ、33 ページ、第 2 款「総務費」、第 3 項「戸籍住民基本台帳費」、第 1 目「戸籍住民基本台帳費」についてですが、業務を円滑に進めるためにというところでご説明ありましたが、このシステムをどうしても導入しなければならない理由と、補正予算で、このタイミングで計上された理由をお尋ねいたします。

**宮本窓口班主査** お答え申し上げます。この、既存住基システムを導入している事業者において、このマイナンバーカードの運用管理システムのリプレースがこのタイミングとなりましたので、9月の補正で計上させていただきました。従来は、市販のエクセル、表計算ソフトを使用しておりましたが、交付申請件数交付件数ともに増大をしておりまして、市販のシステムでは運用が困難となっておりますことから、しっかりとした交付管理システムを導入させていただきたいと思い、計上させていただきました。

**ひさなが委員** システム利用料の 3 ヶ月分になりますが、それがいつからいつまでのものなのかと。また来年度以降もシステム利用料が発生すると思われるのですが、来年度以降が国からの支出金で予定をされているのか、分かる範囲で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

**宮本窓口班主査** システムの利用料につきましては、今回の議決をいただきましてすぐに業務委託契約を結びまして、運用自体を年明けの 1 月からを予定させていただきます。ですので今年度につきましては、1 月から 3 月分までの利用料を計上させていただきます。来年度以降につきましても、同月額で同額のものが必要となってまいります。国の補助金につきましては、今時点におきましては、令和 3 年度、4 年度分までは確保済みであるとの連絡を受けておりますので、補助を見込んでおります。

**吉津委員長** 関連質疑ございますか。

**中平委員** 今のひさなが委員の関連でございしますが、マイナンバーカード交付件数が増加しているとされておりますが、その増加率、増加件数についてお伺

いたします。

**松永総合窓口課長** マイナンバー制度は、平成28年1月から本格的に運用が開始されております。本市のマイナンバーカードの交付件数につきましては、令和元年度が962件、令和2年度は5,335件でございますので、令和元年度と比較いたしますと、約5.5倍に増加しております。また、令和3年度におきましては、8月末現在で3,817件を交付しておるところです。なお、令和3年8月31日現在の交付率は43.38%、交付件数は累計で1万4,356件となっております。

**吉津委員長** ほか、関連質疑ございますか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:50 —

— 再開 9:50 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**光永健康福祉部長** 地域福祉課所管の補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と過年度分の事業費清算に伴う各種返還金等であり、特に補足説明はございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**吉津委員長** ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:51 —

— 再開 9:54 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、高齢福祉課 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**光永健康福祉部長** まずもって、待機のほうが遅れまして大変申し訳ございませんでした。それでは、高齢福祉課所管の補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と過年度分の医療費精算に伴う各種返還金等であり、特に補足説明はございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**岩藤委員** 1点、予算書 36 ページ、37 ページのフレイル予防一体的事業の 99 万 2,000 円の減額理由についてお伺いしたいと思います。今年度の新規事業でフレイル予防一体的事業が上がっておりますが、この事業に関してどのような人員配置というか、お給料の減額とみてとられるんですけど事業関係についての変更と言いますか、あるのか、お尋ねをいたします。

**上野地域包括ケア推進室長補佐** フレイル予防一体的事業におきましては、企画調整など、全体の事業を担う保健師の配置を 1 名ほどさせていただいております。当初、予算計上のときに予定していた人材と今年度配置した人件費の差でございますので、そういったご説明でよろしいでしょうか。

**岩藤委員** 見つからなかったという理解でよろしいですか。よく聞き取りにくかったんですけど。

**上野地域包括ケア推進室長補佐** 見つからなかったというのではなくて、人事異動による配置によるものでございます。

**岩藤委員** 人事異動というふうにお答えいただいたんですけど、この事業内容としては計画通り行くというふうを考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

**入野高齢福祉課長** 人事異動、純粋に人事異動の問題でありまして、事業内容についてはきちんとそのままやるようになっております。

**吉津委員長** ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:57 —

— 再開 9:57 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**光永健康福祉部長** それでは子育て支援課所管の補正予算について補足説明いたします。まず予算書 41 ページの第 3 款「民生費」これを第 2 項「児童福祉」説明コード 145、高等学校生徒通学費支援業として、補助金を 75 万円増額しております。これは当初予算編成の段階では、前年並みで見込んでいましたが、新 1 年生の申請が予想以上に多かったため、予算に不足が生じることから補正させていただくものでございます。その他につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と、過年度分の事業費精算に伴う各種返還金を計上しております。以上で補足説明を終わります。

**吉津委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**中平委員** 部長のほうからの説明もありましたが、予算書 40、41 ページ。3 款

「民生費」2項「児童福祉費」4目「保育園費」説明コード015の公立保育所運営費、3,751万1,000円の減額ですが、人件費と思われますけど、余りにも額が多いので、内訳をお尋ねいたします。

**平岡子育て支援課長** 減額の主な理由としましては、令和3年度から学校給食が民間に委託となったことから、給食センターの正規職員の調理員は公立保育園に配属となりました。令和3年度の当初予算におきましては、令和2年度の職員により人件費を計上することから、調理員7人分の人件費が公立保育所運営費に計上されています。しかし、実際には、令和2年度末で4人の方が退職され、現調理員は3人となっていますので、退職された4人分の人件費をこのたびの減額補正をしております。これで約2,700万円の減額となっております。その他では、令和2年度末で保育士が3人退職し、令和3年度新たに保育士2人、看護師1人を採用しておりますが、この人件費の差が約880万円の減額となっております。大きくはこの2点が減額理由でございます。

**田村委員** 先ほど4名の方が公立保育園に勤務予定をしていたけれども、退職をされたという話だったと思いますけれども、退職の理由ってのはわかるんでしょうか。

**平岡子育て支援課長** 今までは給食センター勤務ということで、退職理由につきましてちょっと詳しいことは聞いておりませんが、定年退職、そういったものだと思います。

**吉津委員長** ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:02 —

— 再開 10:02 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、健康増進課所管について審査を行います。執行部の説明がありましたらお願いします。

**光永健康福祉部長** 健康増進課所管の補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と、過年度分の事業費精算に伴う各種返還金、これに加えて、予算説明資料の1ページ、こちらのほうに記載のとおり、新型コロナウイルスワクチンの集団接種にかかる経費を追加計上するものでございます。

**吉津委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**ひさなが委員** 補正予算書44ページ、45ページ第4款「衛生費」第1項「保健衛生費」第4目「感染症予防費」新型コロナウイルス対策事業についてです

けれども、昨年 2 月に長門市と各種団体と協定を結んでワクチン接種の集団接種の準備を進めて来られたことと思いますが、このタイミングで追加の補正予算として計上された理由についてお伺いいたします。

**梶山健康増進課長** 当初予定しておりました集団接種につきましては、週に木曜日と土曜日を基本としまして週 2 回考えておりました。7 月末に国や県のほうから、高齢者を終了させるようにということで、集団接種の回数を休日にも広げまして回数を増やしたことによって回数が増えたところがございます。

**ひさなが委員** また、施設管理負担金はルネッサを使用したことで発生したものと伺いましたが、アリーナを市の事業等で使う際は会場料等がかからないと思うんですけれども、ここで言われているお金がいったいどういった使途で使われたものでしょうか、お伺いいたします。

**古川健康増進課主幹** お答えいたします。負担金補助及び交付金で、施設管理負担金として挙げた 47 万 3,000 円につきましては、施設使用料としては市の施設なので、ルネッサには払っておりません。ただ、エアコンとか電気設備を使うので、期間がけっこう長いので、冷房代としましては、ルネッサは今軽油を燃料として使われていますけど、その燃料代等の実費等についてこのたび計上させていただきました。

**ひさなが委員** それとですね、光熱費は地域医療センターでの接種にかかるものと聞いております。ワクチンボランティアの各種団体への案内が 11 月の頭で今出ている状態だと思いますが、そこまでの予算も今回の補正に含まれているのでしょうか。お尋ねいたします。

**古川健康増進課主幹** この度 11 月 6 日まで、集団接種を今組まさせていただいております。予算的には一応 12 月の頭まで集団接種が続くことの予算を今組んでおります。実際今決まっているのは 11 月 6 日までです。

**吉津委員長** ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 08 —

— 再開 10 : 09 —

— 休憩 10 : 08 —

— 再開 10 : 09 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農業委員会所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**堀経済観光部長** 農業委員会所管の事業につきましては、予算書等に記載のと

おりで補足説明は特にございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、農林水産課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**堀経済観光部長** それでは農林水産課所管の主な事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 50 ページから 51 ページの第 6 款「農林水産業費」第 2 項「林業費」第 2 目「林業振興費」の「特用林産物総合対策事業」につきましては、市内椎茸生産組合からの要望により、県の特用林産物総合対策補助金を活用し、林産物の生産拡大と高付加価値化による林産物生産農家の所得向上及び地元経済の活性化を図るため、椎茸乾燥機及びスライサーの導入に係る経費を計上しております。また、補正予算書 64 ページから 65 ページの第 11 款「災害復旧費」第 2 項「農林水産業施設災害復旧費」第 1 目「現年農地農業用施設災害復旧費」の現年農地農業用地施設災害復旧事業につきましては、予算説明資料 3 ページに記載しておりますとおりでございますが、7 月から 8 月の豪雨により、農地・農業用施設などの災害が多数発生し、農業者の生産活動に大きな支障をきたしていることから、早急な復旧が必要不可欠でございます。本事業におきましては、予算を必要とする 12 か所の復旧工事を実施し、農業者の一日も早い営農再開を後押しするものであり、迅速な機能回復を図るための経費を計上しております。以上で、補足説明を終わります。

**吉津委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**重村委員** それでは説明資料が 2 ページです。特用林産物総合対策事業ということで、事業費は 80 万円ほど上がっておりますけれども、補足説明でもありましたけれども、椎茸の栽培といいますか、これを経済効果、組合を通じてですね、経済活動の後押しをするということで補助決定をされているようですが、こういった類というのが、旧長門市の時代ですね、盛んに椎茸栽培に着目してですね、こういった乾燥機であるとかそういったものを導入したという、昔ですけど、経緯がございます。なかなか、持続しないといいますかね、今現在に至ってはなかなかきちんとそれが継承されてるといふ団体等少ないと思いますけど、このたび、改めてもう 1 回ですね、こういった事業に、補助決定をされたというところの経緯を、執行部としてどのように見解を持たれているのか、まずお尋ねします。

**角谷農林水産課長** それではお答えいたします。重村委員のおっしゃる通りで

すね、過去にいろいろそういった椎茸の生産組合、そういったものがいろいろ活動されていたということはですね、私もよく承知しております。なかなか継続してその活動ができてないというところもですね、私も承知しておるところでございます。このたび三隅の古賀地の椎茸生産組合さんが設立されまして、この組合からですね、市の方から、こういう機械をスライサーといわゆる乾燥機ですね、2基の機械を導入したいということで、市の方に要望があったところでございます。その要望の内容等もですね、こちらのほう確認させていただきまして、やはり熱意があると、それとやはり今回は、6人の方がですね、タッグを組んでやられるということで、実際三隅の古賀地地区というふうになってますが、会員の中にはですね、三隅の他の地区の方もいらっしゃって、こういった椎茸生産をどんどん広げていくというような熱意もございましたので、このあたりを市としてはですね、このスライサーと乾燥機を導入する補助を決定したところであります。それと、これを導入することによりまして、今までの椎茸の生産、いろいろありまして加工品とかも作られてきたと思います。こういう乾燥機、スライサーを導入することによりまして、椎茸の商品をですね、要は付加価値化、そういったものにも繋がって行って、どんどん椎茸が生産されて、販売されていくというふうなことを市としては考えておりまして、このたびの支援をすることと決定したところでございます。

**重村委員** よくわかりました。この補助要綱から見ると、補助率が3分の2ということで、県が40万円、長門市が40万円、それで残った部分はその6名の方があと自己負担という形で出されて、事業はされるということだと思います。一番やはり行政にしても私たちにしてもこうして審査をしてですね一番困るのは、こういう補助要綱にのっとって、議決はしたけど、採択をして執行された。一番怖いのはやはり1年2年でねやっぱり難しいというようなことが、あってはやはり私たちも住民に説明責任が取れない。そういった観点からですね、かといって未来永劫この事業がそれじゃその地域で、ずっとその6名の方が、30年も40年ができるかっていうと、なかなかこれも難しい部分があると思いますけれども。こういった補助事業を採択されるにあたって、行政側としては、最低例えば何年ぐらいの事業が継続して欲しい、例えばそれが機械の耐用年数程度なのか、こういった事業を採択するときには、ある一定のですね、何かこう決定の目安、期間、こういったものがございましたら、教えていただきたいと思っております。

**角谷農林水産課長** まさに委員のおっしゃる通りでございまして、やはり導入したからにはこの機械をフルに活用いただきまして、椎茸生産、それと椎茸の加工品を生産する、作成するのにどんどん使っていただきたいというふうに思っておるところでございまして。いわゆるちょっとスケジュール的なところを申しますと、基本的にはこの組合としては、まずはちょっと5年間ほどで、まず初年度についてはですね、やはりその試作品だとかそういったものも作るというところでの機械を活用するというふうに今考えていらっしゃいます。それで2年目ぐらいからですね、きちんと販路、センザキッチンだとか、それとか地元ですね、この中に会員の方がですね、いろいろカフェを持ってらっしゃいますので、そういったところでも椎茸の商品とかですねそういったものを販売していくというふうに考えていらっしゃいます。基本的にはそういった5年のスパンで一応考えていただいております。

**吉津委員長** 関連質疑ございませんか。なければほかご質疑ございませんか。

**重廣委員** 説明資料の、今重村委員のすぐ上のところの農地費なんですが、新規工事として、単県農業生産力等機能強化対策事業でございまして。これは日置東部地区というふうにございまして、まずこの場所ですよ、どのあたりなのか。法人なのか個人なのかちょっとこれではよくわかりません。そのあたりの説明と、またそこに選定された理由についても伺いたいと思います。

**角谷農林水産課長** まず日置東部地区というところですが、実際具体的にですね、場所はどこであるかというところではございまして。これ、日置地区の黄波戸口になります。それといわゆる、これは団体でございまして、農事組合法人「きずな」というところからですね、いわゆる用排水路及び農地の畦畔ですね、改修要望がございましたので事業を実施することとした次第でございまして。

**重廣委員** 場所は分かりました。これはいろんなところで、同じような強い改修要望があれば、その都度できるというふうな認識でよろしいでしょうか。

**岡本農業振興班主査** 事業の採択条件に乗れることができればですね、どこの地区でも、実施ができるというふうに考えております。

**重廣委員** すみません、もう一度お願いします。

**岡本農業振興班主査** 事業の条件、補助メニューの条件に乗ることができれば、実施できるというふうに考えております。

**重廣委員** これはですね、計画策定業務になります。ということは計画を、計画書を作られて考慮されるんですが、この実工事に入った場合の補助率、

また法人の負担率というのがどの程度あるのか、今現在でわかりますか。

**岡本農業振興班主査** この事業が、事業実施するにあたっての補助率ですけれど、国が 55%、県が 30%、市が 10%、地元が 5%という負担率になっております。

**重廣委員** 今回たまたまと申しますか、日置の黄波戸口のところを選定されておりますが、なかなか自分でやるっていったら、かなりの金額になりますので、今は負担率が 5%というふうに言われました。まだまだいろんな法人等がこういう要望あるのではないかと思いますので、ぜひ窓口を広げていていただく、そういうことをしていただきたいなと思っております。

**角谷農林水産課長** 重廣委員のおっしゃることはごもっともだと思います。市といたしましてもですね、今回いろいろ災害の方の予算、補正予算も計上させていただいておりますが、やはりこういう大雨とかですね、台風そういったものによって、農地、農道、畦畔それとあと林道のもですね、いわゆる農林水産課が所管する財産が非常にやはり災害を受けやすい状況というふうになっております。いろいろな法人さんがいらっしゃいまして、いろんな要望があるというふうには認識しております。市といたしましてもやはりきめ細かい、そういった要望調査を実施してですね、対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

**吉津委員長** 関連質疑ございませんか。なければ、ほかにご質疑ございませんか。

**重村委員** それでは説明資料が 3 ページです。現年農地農業用施設災害復旧事業についてお尋ねします。この夏の長期の雨であったり、強い雨等で、災害が発生しております。今回の補正にこう上がってきておりますけれども、この財源内訳を見るとですね、この一般財源が非常に事業費の中に占める割合が高い。そして、その他の財源 215 万というのは、当然、農家の皆さん、受益者の皆さんが負担する金額であろうというふうに思いますが、激甚災害等に指定をいただければですね、こういった財源内訳にはならないと思うんですが、今回のこの補正の内容についてお尋ねします。

**角谷農林水産課長** 今冒頭部長からもですね、予算の補足説明にもありましたように、今回予算のほうに計上しておりますのが、12 か所のもので農地及び農業施設の改修、そういったものを計上させていただいております。実際今、重村委員が言われたように、地元負担もございましてそれが 215 万という形で計

上させていただいております。それで今回ですね、国の補助率につきましては、当然今激甚に認定されるかどうかというのはまだわからない状況でございますので、通常国の補助率 80%から 85%と補助率を計上して、それでいわゆる一般財源とかをですね、計上させていただいております。この 12 か所ですね、いわゆる災害復旧工事につきまして、1 か所渋木地区になるんですが、そこについてですね、いわゆる、本当に工事をする前に調査設計業務というものがございまして、この調査設計業務につきましては、まだ国の補助がつかないというふうになっておりまして、基本的には全額単独市費で計上させていただいております。その金額が 3,000 万円というふうになっておりまして、一般財源が 3,280 万円というふうになっているところでございます。この調査設計業務の 3,000 万円ですが、これにつきましても、激甚災害に認定された場合、それとあと本体工事、市内全体の本体工事が 3,000 万円を超えるようになればですね、この 3,000 万のうち 2 分の 1 が国の補助に乗れるというふうになっておりますので、もし乗れた暁にはですね、また 2 分の 1 の大体 1,500 万ぐらいになるかと思うんですが、その分については歳入で補正予算を組むという形で考えておるところでございます。

**重村委員** 以前私ですね、委員会の質疑の中で、一般質問でもやりましたけれども、こういった災害復旧の時のですね農家負担、これはやはり見直すべきだと、一生懸命農地を守っていただいてですね、農業というのは、極端にやはり利益が出てこない。大規模にやられているところではなくて多分、小さな農家の方たちが多いわけですよ。それで農業自体も赤字、そしてこういう災害が起きますとですね、手出しで 30 万 40 万出さないといけないとなると最終的にはね、その農地を耕作放棄地にする。もうそれはもう無理だというようなパターンも私は出てくるのではないかと。そういったことから、極力、こういった災害でね、自己責任のない部分で起きた復旧事業については、やはり行政がしっかり支援をするべきだという一般質問をした記憶もございますけれども、そこらあたりの見解をお尋ねして終わりにします。

**角谷農林水産課長** 確かに自己負担というか、農業者負担というところがですね、かなり大きく農業者の方には響くというところは市としても認識はしております。それにつきましてもですね、国、県に対しましてできるだけその負担がないように、行政サイドの方でですね、全額負担できるような仕組みというものをですね、要望していきたいなというふうに思っているところでござい

す。

**重廣委員** 先ほど課長が説明されましたが、丸印の四つ項目ありまして、上から 2 番目、農業用施設災害復旧測量設計業務とありますよね。金額が多くございます。1 か所が 3,000 万円ですか。先ほど言われたんですけど、他のところはまだ何か所もありまして、小さい工事が全部、どんどんどんどん進んでいくというイメージなんですよ。3,150 万円、2 か所分でしょうけど、その 1 か所が 3,000 万円ある測量調査設計業務ですか、この内容をですね、他のところはすべて埋まってる金額なんですけど、その調査設計だけでこの 3,000 万円をかけるという、内容を具体的に説明願いたいと思います。

**町野農林水産課技術補佐** 3,000 万円については、渋木地区の頭首工の工事に関する現地の測量、そして調査設計に要する費用を計上しております。他の地区ですね、農地については、工事の金額も小さいですし、工法的にも決められた工法がありますので、職員が自前で測量と設計等を行っております。

**重廣委員** 今頭首工と言われましたけど、昔で言います水路の井手ですよ、かなり川の幅によって違いますが、1 か所 1 億円近くするところもございます。その 1 億円近くする頭首工を作るための、設計測量調査だけで 3,000 万円というのはいかなものかというのは聞いてるんですよ。その 3,000 万円の具体的な内容がわかりましたら、説明願います。

**岡本農業振興班主査** 測量設計の具体的な内容をご説明させていただきます。まず、この頭首工の渋木の現場につきましては、県の 2 級河川の現場となっております。そのため、県の河川課との協議が必要になってきますので、現場から上流 100 メーター、下流 100 メーター、計 200 メーターの測量調査設計の資料が必要になってきます。そのため、資料作成にあたってですね、土木の設計基準に基づいてですね、単価の積み上げをしていくと、どうしてもこういった 3,000 万円の事業費になってしまいます。単価の積み上げということでですね、単価の確認もうちのほうではしておりますので、3,000 万円という事業費になったところです。

**重廣委員** これ以上聞いても、なかなかちゃんとした答弁は出ないと思います。私は、この設計測量業務がちょっと高すぎますよと、高すぎると思いますという疑問点だけ置いて、質疑を終わらせていただきます。

**角谷農林水産課長** 今説明したとおりなんですけど、基本的には測量業務、調査業務、設計業務と、3 本の業務をこの 3,000 万円の中では実施していくというふうにしております。今、主査が言いましたように、頭首工が飛んで、その前後、

上流、下流の頭首工から 100 メートルの範囲、合計で 200 メートルの範囲でいろいろ調査をすると、いわゆる流量だとか、そういったものを調査していく。それと、やはりボーリング調査というものが必要になってきます。今一応、4 か所をボーリング調査するようにしております、やはり頭首工をまた後で設置するという、設置というか改修するというところで、やはり川の底の地盤、そういったところもきちんと調査をして頭首工をきちんと改修するというふうに考えております。それで、そういったものを積み重ねていきますと、3,000 万円という金額になっているというところがございます。以上でございます。

**田中委員** 説明資料 2 ページの「中山間地域等直接支払交付金事業」について伺います。説明の中に「生産性向上加算取組開始 1 集落」というのがあるんですが、この取組開始の取り組みというのを、もう少し具体的に教えていただけますか。

**岡本農業振興班主査** これは真木集落の地区になります。真木集落の地区において、ドローンを購入しまして、そこの真木集落全体の地域の防除、農薬等の防除を実施するといった活動になっております。そのための加算になっております。

**田中委員** その下にあります「棚田地域振興活動加算取組」、この取組開始の取り組みというのを教えていただけますでしょうか。

**岡本農業振興班主査** まず、国の指定を受けた棚田地域において、その中で、棚田の PR 活動とかを具体的には実施していくっていう目標設定がございます。それを実施すれば加算が取れるということで、2 集落ほど計上させていただいております。

**田中委員** これは、新規事業ではなくて追加という形だと思うんですが、これからも手を挙げられるこういう集落さんがいらした場合は、年の途中補正みたいな形であったりっていう形で、どんどん追加されていくってことなんですかね。それは、市がそうあった方が良くと思ってやってらっしゃる事業と解釈してよろしいでしょうか。

**角谷農林水産課長** それではお答えいたします。田中委員がおっしゃるとおり、やはりそういった要望が出れば、市としても柔軟に対応していきたいなというふうに思っております。ただ、中山間のこの事業が、やはり農地の面積を増やすとか、そういったいろんな条件もございます。だから、それをクリアできる法人、集落ですね、そういったところであれば、市としては基本的には支援していきたいというふうに思っておるところでございます。市としても、やはり耕作放棄地、そういったものを増えるのはやっぱり阻止しなければならいけないというところで、法人の皆さんが、集落の皆さんが、いろんなそういった耕作放棄地にさせないというところで農地をどんどん集積させていただいて、この

事業にのるといふのは、市としても大歓迎でございますので、是非それらを支援していきたいというふうに思っておりますのでございます。

**吉津委員長** 関連質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）無ければ、他にご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 36 —

— 再開 10 : 37 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業戦略課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**堀経済観光部長** それでは、産業戦略課所管の事業につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書 30 ページから 31 ページの第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」のふるさと応援寄附推進事業につきましては、予算説明資料 1 ページに記載しておりますとおりでございますが、令和 2 年度のふるさと納税寄附額は、2 億 1,139 万 2,000 円で、令和元年度と比較しますと 355% の増加となっております。また、寄附者数につきましても、令和 2 年度実績では 8,470 人で、令和元年度と比較し 362% の増加となっております。増加の要因としましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による巣ごもり需要の増加や、取扱いをしております EC サイトを増やしたことと分析しておりますのでございますが、令和 3 年度につきましても、4 月から 8 月までの実績値においては、寄附者数で 1,764 件、寄附金額は 2,716 万円と、令和 2 年度と比較しましても 233% の増加で、本市の認知度も非常に高まっているものと認識をさせていただいております。このたびの補正予算では、ふるさと納税により認知度が高まっているこの機会を逃すことなく、ふるさと納税を通じた市内製品の更なるプロモーションを行うため、事業推進体制を更に強化することが必要でありますことから、所要の予算を計上させていただいたところでございます。以上で補足説明を終わります。

**吉津委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**ひさなが委員** 補正予算書 30 ページ、31 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」、ふるさと応援寄附推進事業につきまして、このたび会計年度任用職員を増員するということですが、会計年度任用職員の業務内容について伺います。

**吉村産業戦略課長** それではお答えさせていただきます。会計年度任用職員の業務内容についてでございますが、寄附者との連絡の調整、受領証明書でありましたり、ワンストップの発送でありましたり、返礼品の配達日時の調整など、並びにふるさとサイト、現在 4 サイトを、追加のサイトを今検討中でございますが、それらの情報管理、更新作業となります。

**ひさなが委員** 今、ワンストップという言葉も出ましたけれども、ワンストップ特例申請書類の受付業務と、またそれを外部委託する目的をお伺いいたします。

**吉村産業戦略課長** それではお答えさせていただきます。まず、ワンストップ特例制度につきましてご説明させていただきますが、ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税を行う際に、寄附金税額控除に係る申告特例申請書というものがございまして、それに必要事項を記入しまして寄附した自治体に送るだけで、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる、寄附者にとりましては非常に便利な制度となっております。また、これらの外部委託する理由と効果についてでございますけれども、受付業務の一部外部委託をすることによりまして、ふるさと納税制度を今、会計年度任用職員で対応させていただいておるところなんですけれども、今このワンストップ特例制度を活用した寄附者の方がすごく増えておりまして、これらっていうところが専門知識を有した対応実績も豊富な民間事業者へ委託することで、担当職員の事務の効率化、並びに空いた時間で市内産品の更なる情報発信というものにつなげたいということから、この受付業務の一部につきまして外部委託をお願いしたいと担当課としては考えておるところでございます。

**田村委員** ただ今、課長からご答弁ありましたワンストップ受付業務の外部委託先ですけれども、専門の知識を持った業者ということでしたけれども、これは市内の業者、市外の業者をもうある程度想定されているんでしょうかということと、これから選定されると思うんですけれども、まだ決まってないですね。選定の方法を教えてください。

**吉村産業戦略課長** 今、委員お示しのとおり、これから委託業者につきましては選定作業に入ってまいりたいと思っておりますが、ふるさと納税業務の専門的に受託をしていて、本市への寄附者情報とデータ連携が可能な事業者で、他自治体でも実績を持っている会社に委託したいと思っております。市内ではそういった事業者はなかなか見当たらないのかなというふうには想定しておりますけれども、今後そういった事業者が、今までの実績のある事業所とか、他市の状況を見まして、そういった状況を見ながら業者の選定に入っていきたいというふうに思っております。

**田村委員** よくわかりました。ふるさと納税ということであれば、個人情報の

取り扱いもありますので、もしかして市内にそういう事業所があつてというふうな、ちょっとそういうことを心配をしたんですけれども、市外のそういうことを専門にされている業者を想定されているということでもよろしかったですか。はい。わかりました。ありがとうございます。

**吉津委員長** 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）無ければ、他にご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 11 時からとします。

— 休憩 10 : 44 —

— 再開 11 : 00 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、観光政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**堀経済観光部長** 観光政策課所管の事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 52 ページから 55 ページの第 7 款「商工費」第 2 項「観光費」第 2 目「観光施設費」の観光施設等整備事業につきましては、予算説明資料 2 ページに記載しております「観光施設トイレ改修事業」のとおりでございますが、これにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に加え、利用者の利便性向上の観点から、青海島船越キャンプ場、青海島高山オートキャンプ場、千畳敷公園、伊上海浜公園オートキャンプ場の、市内 4 か所のキャンプ場トイレの便器を洋式・水洗化し、手洗器を自動水洗に改修するための予算 739 万 1,000 円を計上しております。

**吉津委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**ひさなが委員** 補正予算書 52 ページ、53 ページ第 7 款「商工費」第 2 項「観光費」第 4 目「観光施設費」についてご質問させていただきます。財源内訳のところは今、国県支出金 100%となっておりますが、こういった類のものでしょうか、お尋ねいたします。

**山下観光政策課長補佐** 財源については地方創生臨時交付金ということで 10 分の 10 の財源手当というふうになっております。

**ひさなが委員** この時期に改修を行う理由についてお伺いいたします。

**山下観光政策課長補佐** キャンプ場の閑散期でございます 11 月から工事着工ということが望ましいというふうに考えまして、この 9 月の議会に提出させていただいております。

**田中委員** 長門市はトイレ問題がかなり多いんですけれども、この洋式・水洗

化をするということで、キャンプ地って全国的にとっても流行ってきておりまして、お客様も見込めるのかなと思っております。観光を押し出すとすれば、実は障害者の方にもコロナ対策は必要です。ただの洋式とありますが、私としましては本当でしたらストーマを使われているオストメイトのトイレ、簡易なものもございます。取りつけ便座と大して値段も変わらず、簡易的につけれるものもございますし、そういう方がですね、進んで、実はそういう施設がある場所をわざわざ探して、観光地に選ぶということがあるようで、ネットでも検索をしますと、全国の一覧、オストメイト設置場所、山口県でもそういう施設がある、マークがある場所の地図などもございますので、長門市も今回のこの予算で、どういうふうな割り振りをされているか、詳しくはちょっとここに書いてあるぐらいのことしかわからないんですが、鏡をつける、もしくは荷物を置く場所、もしくは洗える場所等々、調べていただければ、簡易の施設で対応できるものもございますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。それで、今後も多分こういう形の改修事業というのは出てくると思うんですが、そういう意味で、健常者にだけではなく、広くコロナ対策も含め、トイレの改修を考えたお考えはありますでしょうか、お伺いします。

**宮本観光政策課長** 今回整備いたします4か所につきましては、一応体の不自由な方が利用できるトイレというのは設置しております。ただし、今委員さんおっしゃられたオストメイトとかの整備が整っていませんので、利用状況等を考えて、今後検討して参りたいと思っております。

**綾城委員** 今回洋式化と自動水洗化していくということだと思いますけれども、今回、キャンプ場というところで、長門市では観光に特化したまち、観光トイレ、公衆トイレというのは、他にもあると思いますけれども、ただ今の長門市内である観光公衆トイレの箇所と、その中で、便器等が洋式化されていない箇所ですね。これについてお尋ねいたしたいと思っております。

**山下観光政策課長補佐** 今、観光政策課の所管のトイレにつきましては、40か所程度でございます。そのうち22か所については、すでに洋式化されております。

**綾城委員** わかりました。これらもですね、今後洋式化と、自動水洗化というふうに変えていく必要があるというふうに思いますけれども、今後そういった計画的に整備していくような必要な何か考え等があるかお尋ねいたします。

**堀経済観光部長** 私のほうからお答えをさせていただきます。現在先ほどお話をさせていただいたとおり、まだまだ洋式化未了のトイレがございます。もちろんこの洋式化未了のトイレにつきましては、耐用年数といえますか、実際に老朽化しているトイレもございます中で、今後は公共施設等の総合管理計画の方針に従いまして、全体的な改修も含めてですね、もちろん廃止もありきです

けれども、財源等を見ながら利用状況に応じて改修を進めていきたいというふうには考えております。

**綾城委員** 補正予算説明資料 3 ページ、長門湯本温泉みらい振興基金積立金 51 万 8,000 円についてお尋ねいたします。これは令和 2 年度の売上、宿泊料を除く収益の 30%相当額を基金に積み上げるものでありますけれども、1 点確認ですが、令和 2 年度分の指定管理料を今一度確認をさせていただきます。

**山下観光政策課長補佐** 令和 2 年度の指定管理料については、金額は 159 万 2,000 円でございます。

**綾城委員** わかりました。この令和 2 年度の指定管理料ですが、この契約は、利益が一定程度出れば利益相当分の指定管理料を除く相当分の 30%と。そして、指定管理料を市にお返しをするというような契約をされてるということで思いますがけれども、この今の約 159 万 2,000 円については、今回その他雑入で市に返還されているということによろしいでしょうか。

**山下観光政策課長補佐** それではお答えします。おっしゃる通り現在入金の方はすでに終わっております。

**綾城委員** 分かりました。そしてこの 51 万 8,000 円、30%相当の売上げが市に雑入で入って基金に入っていくということでございますけれども、この令和 2 年度の駐車場の売上げというのはどのくらいなのでしょう。お尋ねいたします。

**山下観光政策課長補佐** 令和 2 年度の駐車場の収入金額については、851 万 2,600 円でございます。

**綾城委員** わかりました。維持管理、これについてはどのくらいかかっているのでしょうか。

**山下観光政策課長補佐** 経費につきましては 678 万 8,837 円でございます。

**綾城委員** 分かりました。最後の質問です。この令和 2 年度のこの 1 年間の駐車台数はどのくらいあったのでしょうか。

**山下観光政策課長補佐** 駐車台数におきましては、3 万 9,027 台の実績でございます。

**重村委員** 今、綾城委員の質疑を受けて 1 点だけ、見解をお尋ねしたいと思えます。この基金に積み立てるお金というのは原資そのものが駐車場料金から発生しているということで、様々な議論がありました。駐車場料金が高いのではないか、今でも実際に高いという声は耳にすることが多くございます。執行部としては、こういった一定の指定管理料の取り決めの中で、この 50 数万円というのが基金に積み立てられるわけですけど、当初の計画の想定範囲内なのか、それとも、見解としては思った以上に基金に積み立てられているという思いなのか、そこらあたりの見解をお尋ねします。

**堀経済観光部長** 私どもといたしましては、現在のコロナ禍の中にあつて、湯本温泉の来客数ともに、駐車場の利用車両数については、我々が想定する以上のものがあつたというふうに考えておりました、この度の50万円強の入金につきましても、かなりの実績を上げていただいている中での入金というふうに考えてるところでございます。

**林委員** 予算書の24ページから25ページ、それから26ページから27ページ、歳入科目についてお尋ねします。まずですね、17款「県支出金」2項「県補助金」1目の「ゆめはな開花プロジェクト推進事業費補助金」、70万3,000円と2款「諸収入」4項「雑入」の市町振興事業助成金173万4,000円。この歳入予算は今回これ計上されておりますけど、本予算はどの事業に充当されるんでしょうか。

**宮本観光政策課長** この歳入は令和2年度3月補正予算で議決いただき、6月定例会において繰越明許費繰越計算書にてご報告させていただいております。ワーケーション推進事業のうち、当初財源として地方創生交付金及び一般財源を予定しておりましたが、このたび、補正予算書25ページに記載の県補助金、ゆめはな開花プロジェクト推進事業費補助金、及び27ページに記載の雑入、市町振興事業助成金の交付決定を受けることができましたので、合わせた243万7,000円を一般財源から県補助金等に組み替えるものであります。

**吉津委員長** 質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:14 —

— 再開 11:15 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、建設部の都市建設課、建築住宅課 所管について、一括して審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**早川建設部長** 建設部の所管につきましては、人件費の予算調整でございます、特に補足説明はありません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**吉津委員長** ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:15 —

— 再開 11:16 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、教育委員会 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**坂野教育部長** 補正予算の教育委員会所管につきましては、人事異動に伴います人件費の調整他補正予算書及び補正予算に関する説明書に記載のとおりでありまして、特に補足すべきことはございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**吉津委員長** ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11 : 17 —

— 再開 11 : 20 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11 : 20 —